



栃木県公報

令和元（2019）年
11月29日（金）
第59号

目次

告 示

- 県営住宅の住宅の名称及び位置の一部改正..... 553
- 地籍調査の成果の認証..... 553
- 県営土地改良事業計画変更の決定..... 554
- 県営土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧..... 554
- 道路の区域の変更..... 555
- 事業の認定..... 555

公 告

- 県政功労者の表彰..... 557
- 公共測量の実施..... 557
- 同..... 558
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 558
- 同..... 558

監 査 委 員

- 監査の結果に基づく措置状況の公表..... 558

調 達 等 公 告

- 落札者等の公示..... 562
- 同..... 562
- 同..... 563

告 示

栃木県告示第三百八十二号

県営住宅の名称及び位置（平成九年栃木県告示第三百十号）の一部を次のように改正する。

令和元年十一月二十九日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
名	称	位 置	名	称	位 置
略			略		
栃木県営横倉第一住宅		略	栃木県営横倉第一住宅		略
略			栃木県営横倉第二住宅		小山市
略			略		

（住宅課）

栃木県告示第383号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したの

で、同条第4項の規定により公告する。

令和元（2019）年11月29日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
宇都宮市	宇都宮市下反町町、羽牛田町及び御田長島町の各一部	宇都宮市下反町町、羽牛田町及び御田長島町の各一部（下反町・羽牛田調査区）の地籍図及び地籍簿	令和元（2019）年11月11日
壬生町	壬生町大字藤井、大字壬生甲及び大字壬生乙の各一部	壬生町大字藤井、大字壬生甲及び大字壬生乙の各一部（藤井壬生甲・乙Ⅱ地区）の地籍図及び地籍簿	令和元（2019）年11月11日

（農村振興課）

栃木県告示第384号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和元（2019）年11月29日

栃木県知事 福 田 富 一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営田川流域地区土地改良（区画整理）事業	令和元（2019）年12月2日から同月27日まで	令和2（2020）年1月14日	上都賀農業振興事務所
県営山口地区土地改良（区画整理）事業	令和元（2019）年12月2日から同月27日まで	令和2（2020）年1月14日	上都賀農業振興事務所
県営打越新田地区土地改良（区画整理）事業	令和元（2019）年12月2日から同月27日まで	令和2（2020）年1月14日	芳賀農業振興事務所

栃木県告示第385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地域の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和元（2019）年11月29日

栃木県知事 福 田 富 一

事業名	地域名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営漆塚地区土地改良（区画整理）事業	漆塚地区	令和元（2019）年12月2日から同月27日まで	令和2（2020）年1月14日	那須農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元（2019）年11月29日から令和2（2020）年1月6日まで一般の縦覧に供する。

令和元（2019）年11月29日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 一般国道

路 線 名 293号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
/	前	さくら市狭間田字弥五郎下2864-14地 先から さくら市狭間田字弥五郎下2870-1地 先まで	10.2～13.5	118.0	
	後	さくら市狭間田字弥五郎下2864-14地 先から さくら市狭間田字弥五郎下2870-1地 先まで	13.6～15.6	118.0	

(道路保全課)

栃木県告示第387号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和元（2019）年11月29日

栃木県知事 福 田 富 一

1 起業者の名称

栃木市

2 事業の種類

栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

栃木県栃木市平柳町一丁目字田中地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

栃木市消防本部・栃木市消防署庁舎整備事業（以下「本件事業」という。）は、栃木市が消防庁舎を建て替える事業であり、法第3条第19号に掲げる市町村が消防法（昭和23年法律第186号）によって設置する消防の用に供する施設及び同条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

栃木市は、平成30（2018）年3月に策定した栃木市総合計画《後期基本計画》において消防庁舎の整備を主要事業に位置付けるとともに、本件事業に係る予算措置を講じている。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 栃木市消防本部は、昭和24(1949)年に地域の自治体消防として発足し、昭和46(1971)年に栃木市と隣接する大平町、藤岡町、都賀町、西方村の1市3町1村で一部事務組合を組織し、名称を栃木地区広域消防組合消防本部とした。その後、昭和51(1976)年に消防以外の業務も行う複合事務組合を組織し、名称を栃木地区広域行政事務組合消防本部とした。

平成23(2011)年10月の市町合併に伴い栃木市消防本部となり、平成26(2014)年4月の岩舟町との合併に伴い岩舟町区域が新たに管轄に加わった。管内面積は331.50km²、人口約16万人を擁し、1本部・1署・5分署体制で消防業務を行っている。

栃木市消防本部・栃木市消防署(以下「消防本部・消防署」という。)では、増加の一途をたどる消防需要に対応するため、職員の増員、消防用車両の増車及び大型化や新たな資機材を配備するなどして消防力の充実を図ってきたが、それに伴い発生した施設の狭あい化を解消するため、複数回の庁舎改築や隣接地を取得して訓練場、消防本部別館を整備するなどの対応をしてきたが、現在の消防庁舎では施設・設備の老朽化や施設の狭あい化等、様々な課題が生じている。

消防本部・消防署の庁舎(消防本部別館を除く。)は昭和45(1970)年5月に竣工され建築後49年が経過しており、雨漏りや壁のクラックが発生している。会議室、仮眠室等の諸室は壁及び床が劣化し、空調の一部故障、排水設備の故障による一部施設の使用禁止など、各設備に不具合が生じている。消防本部別館は平成14(2002)年9月に隣接の土地及び建物を取得し、間仕切りなどの部分的な改修工事を実施して使用しており、平成3(1991)年12月の竣工から建築後28年が経過して庁舎全体の老朽化が進行し、水回り、空調等の各設備は機能が低下し、故障が頻発している。

また、消防本部・消防署では、消防OAシステム機器及び指令端末機器の設置や職員数の増加等により事務室が狭あいとなり、災害出動を担う各係が別室や別棟に配置されている。高機能消防指令センターで稼働中の消防指令システムは、各機器の老朽化に伴い更新の時期を迎えているが、更新には新たな高機能消防指令センターを予め別室に整備しておく必要があり、そのスペースを確保できない。さらに狭あい化により、仮眠室などの24時間勤務に必要な諸室が職員数に見合っていない、消防隊員の現場作業後の感染防止対策が図れない、非常用電源設備などの必要な施設・設備が確保できないといった事態が生じている。このほか、来庁者用の駐車スペース、非常招集職員用の駐車スペース及び大規模災害発生時の指揮本部が設置された際に大型消防車両を受け入れるスペースが確保できていない状況である。

加えて、消防本部・消防署の庁舎はバリアフリーに対応しておらず、エレベーターの未設置、両庁舎間の通路に段差があることや多目的トイレの未整備など、来庁する高齢者や障害者に対する配慮が不十分となっている。

本件事業の完成により、消防庁舎が現在抱えている老朽化や狭あい化といった課題が解消されるとともに、消防力が充実強化され、防災拠点施設としての機能を十分に発揮できるようになり、市民の安全安心の確保に寄与することができると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 本件事業は環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び栃木県環境影響評価条例(平成11年栃木県条例第2号)による環境影響評価の実施を義務づけられた事業には該当しないが、本件事業の施行に当たっては、騒音及び振動対策を行い、生活環境に及ぼす影響を軽減する措置が講じられることから、本件事業により生活環境に与える影響は軽微であると認められる。

また、動植物への影響について、栃木市が令和元(2019)年8月に希少動植物の有無を確認するため現地調査を実施したところ、保護のために特別な措置が必要な希少種は確認されなかった。

さらに、起業地内の土地について、起業者が栃木市教育委員会に埋蔵文化財包蔵地であるか確認したところ、包蔵地でない旨の回答を得ており、工事の際に埋蔵文化財が発見された場合は栃木市教育委員会と協議し、その指示に従うこととしている。

したがって、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に際しては、3つの候補地を比較検討しており、本件事業の起業地は、管内各地域へのアクセスがよいこと、土地が整形であり配置計画の自由度が高いこと、適正位置から近い位置にあること、事業費が低廉であること等諸条件から総合的に判断されており、社会的、技術的及

び経済的観点から最も合理的であると認められる。

また、本件事業に係る施設の規模については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、新営一般庁舎面積算定基準（昭和35年建設省発第3号）や近年建設された他の消防本部庁舎建替え事例との比較等により、駐車場については道路構造令（昭和45年政令第320号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）によりそれぞれ適正に計画されていることから、本件事業の起業地の範囲は必要最小限であると認められる。

エ 以上のことから、アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地との比較において最も適切であるものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

(3)アで述べたように、消防本部・消防署では老朽化や狭あい化といった様々な課題を抱えており、消防業務に支障が生じていることから、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断されることから、本件事業について、法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

栃木市消防本部消防総務課

(用地課)

公 告

○県政功労者の表彰

令和元（2019）年11月27日県政功労者として次の者を表彰したので、栃木県政功労者表彰規程（昭和14年栃木県告示第22号）第2条の規定により公表する。

令和元（2019）年11月29日

栃木県知事 福 田 富 一

被表彰者氏名	居住市町村
岩 崎 信	益 子 町

(人事課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐野市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年11月29日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（デジタル撮影、写真地図作成）
- 2 作業地域
佐野市全域
- 3 作業期間

令和元（2019）年8月6日から令和2（2020）年3月23日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、益子町長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年11月29日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
公共測量（デジタル撮影、数値地形図データ作成）
- 2 作業地域
益子町七井、塙
- 3 作業期間
令和元（2019）年11月18日から令和2（2020）年3月19日まで

（監理課）

○都市計画変更図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和元（2019）年11月15日に変更した、小山栃木都市計画下水道の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元（2019）年11月29日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和元（2019）年11月15日に変更した、小山栃木都市計画公園（3・3・114号東部第一公園）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元（2019）年11月29日

栃木県知事 福 田 富 一

（都市計画課）

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和元（2019）年11月29日

栃木県監査委員 五月女 裕久彦
 同 阿 部 博 美
 同 金 井 弘 行
 同 平 野 博 章

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
消防防災課	令和元（2019）年 8月9日	平成30（2018）年度の定期監査における注意・検討事項「航空用携	管理台帳の作成漏れが判明した予備監査当日に台帳を作成しま

		<p>帯無線機の備品管理台帳を作成しなかった。」の是正措置が講じられていなかった。</p>	<p>した。 再発防止のために、航空担当の職員に対して、備品に関する事務取扱いの周知徹底を行いました。 また、本課職員が定期的に航空隊事務所に出向いて財務会計事務に関するチェックを行い、物品管理を含め適正な事務執行に努めて参ります。</p>
		<p>収入・支出事務のうち、平成29（2017）年度に実施した無線設備定期点検に係る手数料の支出において、歳出予算の執行に必要な書類を作成せずに定期点検を実施した上、支出手続きを失念し、翌年度に支出しているものが1件134,700円あった。</p>	<p>航空担当職員に対して、財務会計研修資料に基づいた指導を行い、改めて財務事務執行の知識の習得を図りました。 また、本課職員が定期的に航空隊事務所に出向いて財務会計事務に関するチェックを行うとともに、執行何から支出までを管理する一覧表を作成して予算執行管理を行い、定例的な支出事務は原則本課において執行するなどして、適正な事務執行に努めて参ります。</p>
		<p>予算執行のうち、消防航空隊設置無線局に係る電波利用料の支出において、事務手続きが遅延し、納付期限を超えて支出したため、延滞金が生じたものがあった。 さらに、延滞金の支出科目は賠償金とすべきところ負担金で支出していた。</p>	<p>航空担当職員に対して、財務会計研修資料に基づいた指導を行い、改めて財務事務執行の知識の習得を図りました。 また、本課職員が定期的に航空隊事務所に出向いて財務会計事務に関するチェックを行うとともに、執行何から支出までを管理する一覧表を作成して予算執行管理を行い、定例的な支出事務は原則本課において執行するなどして、適正な事務執行に努めて参ります。</p>
<p>県東環境森林事務所</p>	<p>令和元（2019）年7月12日</p>	<p>工事事務のうち、治山事業費に係る落石予防工工事の設計積算において、モノレールのレール賃料の計上を誤ったことにより、設計額が過大となっているものが1件841千円あった。</p>	<p>設計積算に当たっては、以下の項目を追加して再発防止に努めます。 1 新たに検算者一名を追加して、二人体制での検算の実施 2 経験豊富な職員が設計内容をチェックする設計審査会の新設 3 設計内容についての習熟度を高め設計精度の向上を図るため、指名選考委員会において設計者が設計内容を説明する機会の新設 また、今回の事案のように設計する機会の少ない工種・工法については、積算マニュアルを作成しました。</p>

<p>県北健康福祉センター</p>	<p>令和元(2019)年 6月25日</p>	<p>財産・物品管理等事務のうち、生活保護費返還金の債権管理において、消滅時効が完成していないにもかかわらず不納欠損の整理をしていたものが4件378,343円、消滅時効が完成したにもかかわらず不納欠損の整理をしていないものが5件331,047円あった。</p>	<p>消滅時効が完成していないにもかかわらず不納欠損の整理をしていたものについては、4件全ての不納欠損の取消を行い、消滅時効が完成したにもかかわらず不納欠損の整理をしていないものについては、5件全ての不納欠損の整理を完了しました。今後は、職員へ消滅時効の理解を徹底し、複数の職員によるチェックを実施するとともに、管理資料を電子データ化して時効に関する情報更新や時効完成の抽出確認が容易にできるよう改善し、再発防止に努めます。</p>
<p>岡本台病院</p>	<p>令和元(2019)年 7月9日</p>	<p>収入・支出事務のうち、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収事務において、所得税及び復興特別所得税の計算方法を誤ったことから、不納付加算税及び延滞税を納付しているものが2件65,200円あった。</p>	<p>計算方法の誤りは、同一人の当直勤務分と外来勤務分の報酬を分けて税額を計算していたため生じたものです。今後は、同一人の報酬を合算して税額の計算を行い、複数の職員がチェックするなど、再発防止に努めます。</p>
<p>県南健康福祉センター</p>	<p>令和元(2019)年 7月12日</p>	<p>収入・支出事務のうち、生活保護費の支払いにおいて、受給者の振込先口座を誤ったことにより第三者への誤払いがあったが、受給者からの問い合わせにより判明し、支払いの修正を行っていたものが、1件207,470円あった。</p>	<p>生活保護費の支払いに当たっては、支出事務を担当する総務企画課の職員による支出決議書記載の口座名義人及び口座番号の複数チェックに加え、生活保護事務を担当する生活福祉課の職員による確認を実施し、再発防止に努めます。</p>
<p>農業試験場 (「いちご研究所」、「原種農場」を含む。)</p>	<p>令和元(2019)年 6月7日 8月20日</p>	<p>予算執行のうち、農業試験場施設整備費に係る施設新築工事等において、1件の金額が5千万円以上の工事請負費については、公所の長に対し委任されていないにもかかわらず、支出命令を行っているものがあった。</p>	<p>歳出予算令達通知書により工事請負費の令達が行われた場合、当該令達に係る工事の内容、予算額、執行伺、契約伺等を複数人(管理課長、工事請負費執行担当者、歳出予算令達通知書管理担当者、予算担当者)で公所の長に委任されている額内の工事であるか確認するという体制を整えました。 また、工事請負費に係る支出決議書については、従前の決裁ルートに加え、予算担当者が上記の令達時点での確認を踏まえ、公所の長に委任されている額内の工事に係る支出であるか再度確認するという体制を整えました。</p>

経営技術課	令和元（2019）年 8月20日	<p>予算執行のうち、農業試験場施設整備費に係る施設新築工事等において、課に予算の執行残額がないことを確認せずに執行伺及び契約伺を行い、契約を締結しているものがあった。</p> <p>また、当該工事において、1件の金額が5千万円以上の工事請負費については、公所の長に対し委任されていないにもかかわらず、財務規則を確認しないまま、公所で支出するよう指示し、更に予算の令達を行っていた。</p>	<p>今後は、内部チェック体制の強化を図るとともに、財務規則等関係規則を十分確認の上、適正な事務執行を行います。</p>
		<p>収入・支出事務のうち、平成30（2018）年度担い手育成・確保等対策事業補助金等の調定において、決裁を受けていないものが3件5,883千円あった。</p>	<p>国庫補助金請求時には、必ず併せて調定の決裁を受けることとします。</p> <p>今後は、内部チェック体制の強化を図るとともに、財務規則等関係規則を十分確認の上、適正な事務執行を行います。</p>
		<p>財産・物品管理等事務のうち、特許権等の複数の無体財産権について、平成30（2018）年度の予備監査において指導されたにもかかわらず、最長で2か年度に渡り、公有財産台帳の整理をしていなかった。</p>	<p>不備のあった部分については、今年度7月上旬に整理を完了しました。</p> <p>今後は、財産の増減があった際は速やかに登録を行うことを基本に、チーム内で業務の進捗状況の確認を徹底します。</p> <p>さらに、年度末には、当該年度の財産登録情報について、公有財産管理システムとの照らし合わせを行います。</p>
生産振興課	令和元（2019）年 8月20日	<p>補助金等事務のうち、青果物生産安定互助対策事業費補助金（県単野菜価格安定事業（一般品目））において、過年度に過大に納付された当該補助金の返納金分を併せて算定したことにより、補助額が過大となっているものが、1件45,722円あり、なおかつ、補助金交付要領で定めた交付率を超えて支出していた。</p> <p>また、過大分の支出は支出科目を償還金とすべきところ、補助金に含め支出していた。</p>	<p>補助金等事務を正しい手続きで確実に実施できるよう、新たにチェックリストを設け、複数人（事業正担当・副担当・担当リーダー）で事業計画書等の審査を行うこととしました。</p> <p>また、万が一誤りが生じた場合の手続きを取りまとめ、担当内で共有いたしました。</p>
農地整備課	令和元（2019）年 8月20日	<p>補助金等事務のうち、土地改良区体制強化事業補助金において、交付対象経費でない土地改良区役員の報酬等を補助対象としたため、補助金が過大となっているものが1件169千円あった。</p>	<p>事業者から交付対象経費を精査修正した実績報告書の提出を受け、県はその報告に基づき再度確認検査を行ったところ、交付決定額に変更が生じないことを確認したので、修正報告書を受</p>

			理しました。 今後は、事務担当者及び検査員によるチェックを徹底し、適正な事務の執行に努めます。
鬼怒水道事務所	令和元(2019)年7月9日	工事事務のうち、薬品注入設備点検修繕工事の設計積算において、調節計の据付・調整に係る作業人数の計上を誤ったため、設計額が過大となっているものが1件1,242千円あった。	設計積算に当たっては、入力数値の再確認により入力ミス防止するとともに、検算体制の強化や積算チェックリストの導入により検算の徹底を図りました。今後も、これらの取組について、職員への周知徹底を図り、再発防止に努めます。
企業局	令和元(2019)年7月16日	委託事務のうち、今市発電管理事務所集中監視制御装置等保守委託の設計積算において、工数計算書の保守委託対象機器の台数や業務項目に誤りがあったことにより、機器毎に積算した設計額に過大となっているものが4件302千円、過小となっているものが5件280千円あった。	設計積算に当たっては、適用する積算基準や仕様書に基づき適正に計上されるよう、積算チェックリストを導入するとともに、積算・検算体制の強化を図りました。今後もこれらの取組を徹底し、再発防止に努めます。

調 達 等 公 告

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和元(2019)年11月29日

栃木県知事 福田 富一

【掲載順序】

- ①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

- ①駐在所監視カメラ158式 ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 ③借入 ④令和元(2019)年11月8日 ⑤株式会社メディウムジャパン 愛知県名古屋市中区新栄1-4-14 ⑥223,709円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧令和元(2019)年9月27日 ⑨最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和元(2019)年11月29日

栃木県下水道管理事務所長 菊池 浩

【掲載順序】

- ①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日(随意契約の場合は相手方を決定した日) ⑤落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所 ⑥落札価格(随意契約の場合は契約価格) ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由(随意契約の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

①栃木県下水道資源化工場で使用する重油（JIS K 2205 1種1号）第8回目 購入見込数量167kl ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④令和元（2019）年10月24日 ⑤カメイ株式会社宇都宮支店 栃木県宇都宮市泉が丘5-7-14 ⑥66.44円（1リットル単価） ⑦一般競争入札 ⑧平成31（2019）年1月15日 ⑩最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

令和元（2019）年11月29日

栃木県公園事務所長 栗 原 幸 雄

【掲載順序】

①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

①人工芝等一式 人工芝用台車2台 人工芝166枚 コーナーフラッグ金具3組 コーナーフラッグ1組 ライン引き2台 ②栃木県公園事務所 栃木県宇都宮市西川田4-1-1 ③購入等 ④令和元（2019）年11月6日 ⑤栃木県スポーツ用品販売協同組合 栃木県宇都宮市清住1-9-35 ⑥21,975,800円 ⑦一般競争入札 ⑧令和元（2019）年9月17日 ⑩最低価格

（会計局会計管理課）